

バーチャルサテライトキャンパスを核としたイノベーション拠点
ソフト事業業務委託 仕様書

1 要旨

(1) 現状と背景

第4次産業革命の進展や、コロナ禍による急速なデジタル化の流れに対応し、地域経済の持続的な成長を実現するためには、デジタル技術を活用し、新たな価値の創出や生産性の向上などイノベーション創出に取り組む必要がある。

このイノベーションの担い手となるICT人材を育成するため、本県では、「ふじのくにICT人材確保・育成戦略」を策定し、「トップレベル人材」から「次世代人材」まで4つの階層に分け、それぞれに対応した確保・育成の取組を推進している。

特に、政府が「デジタル田園都市国家構想」の人材育成で重視している、データサイエンティストやエンジニア・オペレーター等の高度なスキルを有する「デジタル推進人材」に該当する「トップレベル人材」の育成は、本県においても大きな課題である。

具体的には、「数理・データサイエンス・AI」等の高度なスキルを指導できる人材が首都圏等に偏在していることや、東西に広い本県における通学の負担、エンジニアにとって不可欠な企業（県内企業、首都圏スタートアップ等）との協業・共同研究等を通じた実践経験の場をどう創設するか、などが課題となる。

こうした課題を解決するため、静岡県では、イノベーション拠点「SHIP」（以下、「SHIP」という。）を令和4年度に開設した。

(2) ソフト事業の目的

本業務の実施により、県内に居住しながら高度なスキルと実践経験をオンラインで習得可能な場を設け、トップレベルのICT人材を育成する。

同時に、令和4年度のトップレベルICT人材育成講座受講者のSHIPに対するコミットメントをさらに深める等、SHIPを人材育成のコミュニティとして活性化させるための施策を実施する。

また、6月1日から年度末までコミュニティマネージャーを配置する。

2 業務委託の期間

委託契約締結日から令和6年3月31日（日）まで

3 業務の概要

(1) 大学等と連携したトップレベルのICT人材の育成に資する講座の実施

ア 開催時期 令和5年9月頃から令和6年2月頃まで

イ 対象 県内の学生または社会人

ウ 内容 トップレベルのICT人材になり得る県内の学生または社会人を対象とした、ハイレベルなICT関連の講座を実施すること。

(2) 令和4年度の講座受講者のSHIPに対するコミットメントをさらに深める等、SHIPを人材育成のコミュニティとして活性化させるための施策

ア 開催時期 令和5年9月頃から令和6年2月頃まで

イ 対象 県内の学生、社会人、首都圏スタートアップ企業など

ウ 内 容 提案すること。

(3) コミュニティマネージャーの配置（1名）

ア 配置期間 令和5年6月1日から令和6年3月末まで

イ 概 要 拠点の対外的な窓口としての機能を担い、訪問者と会話し、つながり、情報を発信する。また、拠点のコミュニティ形成やファンづくりに向けたイベント等を企画・実行する。

その他、SHIPのファン等の中から新たにコミュニティマネージャーやコーディネーター（SHIPの利用者からコミュニティマネージャーを通じて相談があった際に、相談者に対して専門的な助言等の適切なサポートを行う専門家）を確保・育成する仕組みの構築について、県への提言や助言を行う。

4 業務の内容

SHIPの目的及びスケジュールを十分に理解した上で、次の3つの業務を企画、調整及び実施すること。

なお、経費の支出に当たっては、「8 委託事業費に係る留意事項」に留意すること。

(1) 大学等と連携したトップレベルICT人材の育成に資する講座の実施

ア 講座の概要

区 分	内 容
目 的	トップレベルICT人材*の育成に資すること。 ※知識水準としては、IPA（独立行政法人情報処理推進機構）が実施する高度情報処理技術者試験合格者以上のレベルを有する人材が一つの判断材料ではあるが、その限りではない。 (例) ビジネスアーキテクト、データサイエンティスト、AIエンジニア、サイバーセキュリティスペシャリスト、UI/UXデザイナーなど
開催方法	ハイブリッド ※リアル会場は、SHIP（静岡市葵区呉服町2丁目7-26 静専ビル2F）とすること。
開催日数	提案内容とする。
対 象	トップレベルICT人材になり得る県内の学生または社会人 ※必ずしも学生と社会人をともに対象とする必要はない。
定 員	20名程度
コ ー ス	提案内容とするが、以下の点に留意すること。 ・テーマ別に2つ以上のコースを実施しても良い。 ・少なくとも1つのコースは、県外の大学または大学院の教員を1名以上講師として招聘すること。 ・コース内容は、受託者の提案をもとに、県と協議の上決定する。 ・講師は、原則受託者が選定し、県と協議の上決定する。
期 間	原則として令和6年2月末までに全日程を実施することとする。
そ の 他	・当日の運営に必要な会場、人員及び機器等を用意すること。

イ 委託業務の範囲

項目		内容
事前	講座の企画・運営	・講座の企画・運営を行うこと。
	教材の準備	・講座で用いる教材を準備すること。
	テキストの配付	・受講者に教材の電子ファイル（PDFなど）を配布すること。
	講師の手配	・県外の大学または大学院の教員を1名以上講師として手配し、報償を支払うこと。
	オンライン受講の準備と運営	・オンライン配信に必要なプラットフォームを準備すること。 ・プラットフォームを選択する際には、以下の機能があることが望ましい。 受講者全員が安定して視聴できること。 受講人数を管理できること。 オンデマンド配信機能も備えていること。 受講者が受講時間中、講師やTAにオンラインで質問できること。
	会場の確保と運営	・オフライン会場を使用する場合は、確保すること。できるだけ、SHIP（静岡市葵区呉服町2丁目7-26 静専ビル2F）を活用すること。 ※感染症拡大時等はオンラインへ切り替えられるように準備すること
	TAの手配	・必要であればTA（ティーチングアシスタント）を手配し、報償を支払うこと。
募集開始～期間中	受講者募集	・講座案内のチラシ、申し込みフォームを用意すること。
	申込者管理	・参加申し込みの受付、受講票の発行等を行うこと。また、各回の出欠を管理すること。
	参加者フォロー	・講義日以外の機会もオンラインコミュニケーションツール（Slack）等を活用して、受講者をフォローすること。また、受講者間の交流も促進することが望ましい。
当日	講義の実施	・カリキュラムに従って、講義を実施すること。 ※オンライン開催の場合、動画を録画・配信し、受講者から質問の受け付けを行うこと。 ※ハイブリッド開催の場合、会場を運営し、講義を実施すること。
	動画撮影	・オンラインの場合、全ての講義を録画・録音すること。また、オフライン会場を使用する場合、会場の動画撮影は不要だが、状況のわかる写真を撮影すること。
	参加者アンケート	・参加者アンケートを作成・配布・回収し、集計結果を報告すること。
実施後	動画作成	・講座の概要を紹介する、最大2分程度のプロモーション動画を作成すること。

ウ 納品物

<ul style="list-style-type: none"> ・チラシデータ ・講義の動画一式 ・開催時の写真 ・カリキュラムの資料 ・教材データ ・アンケートデータとその集計結果 ・実施報告書（実施日、講義概要、参加状況） ・プロモーション動画（一般公開を予定） ・受講者リストと修了者リスト
--

(2) 令和4年度の講座受講者のSHIPに対するコミットメントをさらに深める等、SHIPを人材育成のコミュニティとして活性化させるための施策の実施

ア 施策の概要

区 分	内 容
目 的	SHIPを人材育成のコミュニティとして活性化させること
開催手法	オフライン、オンライン、ハイブリッドのいずれでも良い。
内 容	提案内容とする。（複数の施策を実施しても良い。）
対象者	提案内容とするが、以下の者を対象にできるのが望ましい。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度のトップレベルICT人材育成講座受講者 ・県内学生、県内大学等の教員 ・県内の社会人 ・静岡県ICT関連産業立地事業費補助金又はICT・サービス関連企業進出事業費等補助金のうち特に高度ICT人材確保事業を活用して県内に進出したICT企業 ・首都圏スタートアップ企業 など
期 間	原則として令和6年2月末までに全日程を実施することとする。

イ 委託業務の範囲

	項 目	内 容
事前	施策の企画・運営	・施策の企画・運営を行うこと。
	講師の手配	・講師を必要とする場合は、手配し、報償を支払うこと。
	会場の確保と運営	・オフライン会場を使用する場合は、確保すること。できるだけ、SHIP（静岡市葵区呉服町2丁目7-26 静専ビル2F）を活用すること。
募集開始～前日	受講者募集	・施策案内のチラシ、申し込みフォームを用意すること。
	申込者管理	・参加申し込みの受付を行うこと。
	参加者フォロー	・施策以外でも、オンラインコミュニケーションツール（Slack）等を活用して、参加者をフォローすること。 ・参加者間の交流を促進すること。

当日	施策の実施	・施策を適切に実施すること。
	記録	・開催状況のわかる写真を撮影すること。
	参加者アンケート	・参加者アンケートを作成・配布・回収し、集計結果を報告すること。
実施後	参加者フォロー	・オンラインコミュニケーションツール（Slack）等を活用して、参加者をフォローすること。 ・参加者間の交流を促進すること。
	動画作成	・講座の概要を紹介する、最大2分程度のプロモーション動画を作成すること。

ウ 納品物

<ul style="list-style-type: none"> ・チラシデータ ・開催時の写真 ・アンケートデータとその集計結果 ・実施報告書（実施日、施策概要、参加状況） ・プロモーション動画（一般公開を予定） ・参加者リスト

(3) コミュニティマネージャーの配置：1名

ア 概要

区分	内容
概要	拠点の対外的な窓口としての機能を担い、訪問者と会話し、つながり、情報を発信する。また、拠点のコミュニティ形成やファンづくりに向けたイベント等を企画、実行する。
配置人数	1人（複数人を交代で配置してもよい。）
配置形態	拠点の開所時間中は、原則オフラインで常駐すること。 なお、拠点の案件がない時間は、拠点以外の業務に従事していても問題ない。
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・SHIPを訪問する人との交流、つながり形成に関すること ・SHIP内外のコミュニティ形成やファンづくりに向けたイベント等の企画・実行 ※自主企画イベントを計10回以上実施すること。企画の調整が完了している外部等の持ち込み案件の実施と運営サポートは随時実施すること。 ・SHIPの日常や開催イベント等に関する情報発信 ・利用者ニーズと関係機関の橋渡し ・SHIPのファン等の中から新たにコミュニティマネージャーやコーディネーターを確保・育成する仕組みの構築について、県への提言や助言を行う。 ・その他、SHIPの利用促進やブランド形成に関すること
期間	令和5年6月1日から令和6年3月末まで
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・人選及び配置計画については、県の承認を得ること。 ・SHIPの受付スタッフと連携して活動すること。

5 再委託の制限

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に県に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に関する管理方法等の必要事項を報告しなければならない。

6 災害時の対応

- (1) 災害や事故に備えた危機管理体制を整備し、緊急時には迅速な対応を行うこと。
- (2) 自然災害や新型コロナウイルス感染症等の影響により、本業務の実施時期を変更する必要があると県が判断した場合は、双方協議の上、実施時期を変更するよう努めること。
- (3) 自然災害や新型コロナウイルス感染症等の影響により、業務の一部又は全部が実施できない場合は、双方協議の上、契約の変更又は解除をする可能性があることに留意すること。
- (4) 上述以外の特に定めのない事項については、県の指示に従うものとする。

7 その他

- (1) 上記のほか、本業務に関して更に必要な業務等がある場合は、幅広く提案し、県と協議の上実施すること。
- (2) 本業務の遂行にあたり、受託者は県と常に密接な連絡をとり、その指示及び承認を受けること。また、別途発注する「バーチャルサテライトキャンパスを核としたイノベーション拠点開設・運営業務」受託者と連携をとること。
- (3) 受託者は本業務を履行する上で、著作権、肖像権及び個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。
- (4) 本業務は、県の監査対象であるほか、国庫支出金により行われる業務であるため会計検査院による会計実地検査の対象となる。
- (5) 本業務を執行する上で関連して必要となる事項で、本仕様書に記載されていないものについては、県及び受託者の協議により決定する。

8 委託事業費に係る留意事項

- (1) 経費の支出に当たっては、以下の事項に留意すること。なお、帳簿等を作成し、領収書等と合わせて5年間保管すること。

費目	内容
人件費	本業務に必要な額を合理的に按分し、計上すること。
報償費	講師に支払う謝金及び旅費。
消耗品費	取得価格が税込み10万円未満のもの。ただし、パソコンやタブレットは、取得価格に関わらず備品（対象外）となるため、留意すること。
備品購入費	本業務では対象外。 パソコン等や税込み10万円以上の機械・機器等を調達する必要がある場合は、事業実施期間内の所有権移転外リースやレンタルにより調達すること。
食糧費	講座の講師等へのお茶代のみ対象。参加者やスタッフの飲食費は対象外。
役務費	本業務に必要な額を合理的に按分し、計上すること。

使用料・賃借料	本業務の実施に当たり、新たに事務所等を借用する場合は、対象となるが、既に借用している事務所等の一部を活用する場合は、本業務に必要な額を合理的に按分し、計上すること。
工事請負費	本業務では対象外。

- (2) 支出経費に対して疑義がある場合は、県産業イノベーション推進課まで確認すること。